

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：彩の国さいたま人づくり広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	79.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	108.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	80.4%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、情報公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、「—」と記載している。
- ・役職段階別のうち、「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」、「本庁課長補佐相当職」は、一方の性別の職員が存在しないため、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。